

Ⅲ. 利用ルールの徹底

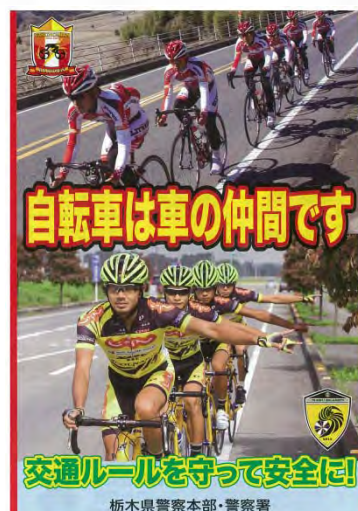
本章では、自転車が安全で快適に通行できる利用環境を創出するためには、自転車通行空間の整備と併せて、自転車利用者のみならず、歩行者、自動車など全ての道路利用者に自転車は車両であるという意識を徹底するとともに、自転車の通行ルール、駐輪ルール、自動車の駐車ルール等、利用ルールの徹底を図る必要があることから、利用ルールの周知、ルールの遵守に関するインセンティブの付与、交通違反に対する指導取締りの3つの観点から取り組むべき内容を示す。

1. 利用ルールの周知

自転車の安全な通行や高齢者・障がい者を含めた歩行者の安全確保のため、逆走となる右側通行禁止や例外的に歩道通行する場合は歩行者優先で徐行するなどの大原則について、「自転車安全利用五則」（「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日付中央交通安全対策会議交通対策本部決定））の活用等により利用ルールの周知の徹底を図るものとする。



(警視庁HP)



(栃木県警察本部)

事例Ⅲ- 1 自転車安全利用五則を用いてルールの周知を行っている事例

また、自転車利用者のみならず、歩行者、自動車など全ての道路利用者に対して、地域住民、学校等の関係者と連携し、利用ルールを周知するものとする。特に、実際に整備される自転車通行空間、交差点、バス停等の構造に即した通行ルールや路面表示の意味、自転車利用者に本来義務付けられている手信号の意味及び方法を周知することが望ましい。

その際には、表Ⅲ-1 に示すような利用者の年齢層等の属性を考慮し、学校での安全教育や、自動車の運転免許証の更新時等の場面を活用するほか、楽しみながら利用ルールを学べるイベントを開催するなど、関係者自身の利用ルールの遵守意識を高めつつ、各種の機会を活用して継続的な取組を実施することが望ましい。

以下に、主な取組の例を示す。

- ・ドライバーに対して、自転車に配慮して、安全な間隔の保持、不要な警音器の使用禁止などの自動車の通行ルールについて、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等を活用して周知するほか、運送会社等を通じてトラック等のドライバーに周知を要請
- ・運転免許を保有していない者のうち、児童、学生に対して、家庭における教育や、学校における総合学習の一環としての自転車安全教育を実施（特に、小学校高学年からは生活道路を想定した車道での自転車の通行ルールの周知）
- ・交通ボランティア、地域住民、学校、自転車関係団体等と連携し、自転車の通行ルールを周知するため、自転車安全教室や街頭交通安全指導を実施するとともに、交通安全指導を行う指導者を育成
- ・「道の日（8月10日）」や「全国交通安全運動（春・秋）」での自転車の利用ルール等を周知するキャンペーンの実施、「自転車月間（5月：自転車の日（5月5日）」にあわせた自転車交通安全教育の促進や街頭における指導、取締りの実施
- ・地域全体で重点的に利用ルールを周知するための地域独自の「自転車の日」を制定
- ・地域のイベント開催時に、主婦や高齢者等に対して自転車の利用ルールの認知度テストを実施
- ・自転車を業務利用する宅配業者等に自転車利用ルールを周知することが考えられる。

さらに、自転車利用に対する興味を起こさせ、利用ルールの遵守につなげるため、利用ルールのみならず、自転車の効用や自転車の快適な乗り方のコツなど利用促進につながる内容も周知することが重要である。



事例Ⅲ- 2 全国交通安全運動における自転車の利用ルールを街頭指導している事例（宇都宮市）

表Ⅲ- 1 自転車利用に関するルールの周知・啓発活動の取り組み例

実施主体		国、地方公共団体		各種教育機関、PTA	保護者	交通安全協会	地域の自治会、NPO	民間企業、団体	事例
対象者	内容		警察						
市民（児童、学生、運転免許を保有していない者、非従業者等を含む）	自転車ルールの周知徹底								図Ⅲ-1 図Ⅲ-2 事例Ⅲ-1 事例Ⅲ-2 事例Ⅲ-3 事例Ⅲ-4
	・自転車運転者として守るべきルールの周知指導								
	・事故の危険性の周知	○	○	○(児童等)	○(児童等)	○	○	○	
	・自転車利用時の交通違反に対する罰則の周知								
	・自転車の点検や整備の必要性の周知								
	街頭啓発/指導	○	○	○(児童等)		○	○		事例Ⅲ-5 事例Ⅲ-6 事例Ⅲ-7 事例Ⅲ-8
	交通安全教育に関する市民講座の開設	○	○			○	○		事例Ⅲ-9
	自転車安全教室の開催	○	○	○(児童等)		○	○	○	事例Ⅲ-10 事例Ⅲ-11 事例Ⅲ-12 事例Ⅲ-13
	自転車ルール認知度テストの実施	○	○	○(児童等)			○		事例Ⅲ-14
	自転車ルールの理解度・技術を競う大会の開催		○(児童等)	○(児童等)		○(児童等)			事例Ⅲ-15
	自転車安全利用モデル校の指定	○(児童等)	○(児童等)						事例Ⅲ-16
	「自転車の日」の制定	○	○						事例Ⅲ-17
	自転車運転免許証の交付	○	○			○			事例Ⅲ-19 事例Ⅲ-20
	模範的な自転車利用者に対して優良運転者証を交付								
運転免許保有者	講習内容の充実（免許取得時や免許証更新時等）								
	・自動車運転者として守るべきルールの周知/指導		○						
	・自転車運転者として守るべきルールの周知/指導								
	・事故の危険性の周知								
指導員、教職員等	自転車交通安全指導員の育成	○	○	○					事例Ⅲ-18
従業者	業務や通勤で自転車を利用する社員等を対象とした研修の実施							○	

自転車販売店等は自転車の安全利用のための十分な情報提供を行うよう努める義務（「自転車法」第14条第2項）があることから、それが適切に行われるよう、自転車販売店等に対して必要な働きかけ、助言等を行うものとする。その際、民間機関の定めた安全基準の活用により、安全な自転車の普及を図りつつ、前照灯の点灯の必要性、飲酒運転の違法性、傘を差して運転すること（固定器具を使用した場合を含む）の危険性、自転車のブレーキ、空気圧等の点検や整備の必要性、ヘルメット着用や尾灯装備の重要性、自転車保険加入の重要性等を含む自転車の利用ルールについて周知が行われるよう働きかけを行うとともに、必要な支援を行うものとする。

また、同様の利用ルールの周知が行われるよう、自転車関係団体と連携した取組の実施に努めるものとする。

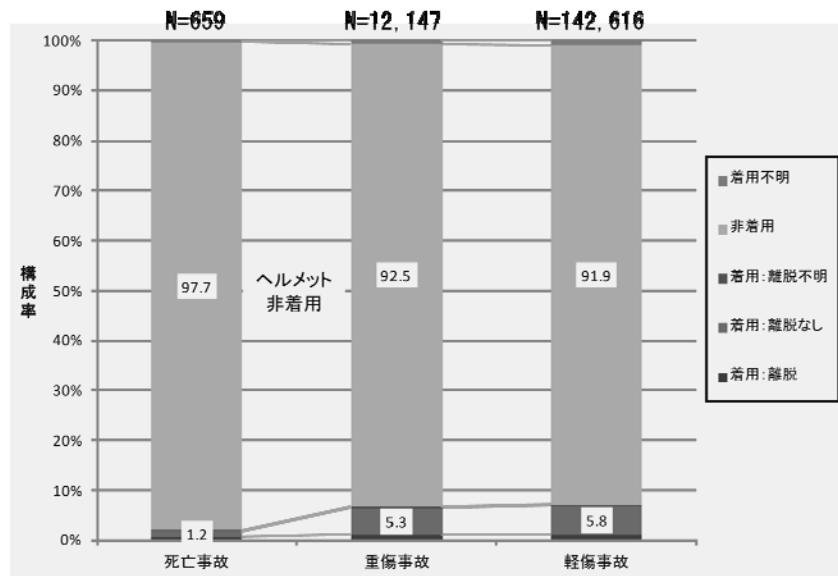
なお、ヘルメットの着用については、映像資料を活用するなど、被害軽減対策としての効果を十分に理解させることができるよう工夫し、幼児・児童はもちろんのこと、広く自転車利用者にヘルメットの着用を促すものとする。

また、夜間には自動車による自転車への追突の危険性があるため、目立つ服装を着用したり、尾灯を整備したりすることを促すことも考えられる。



（栃木県警察本部）

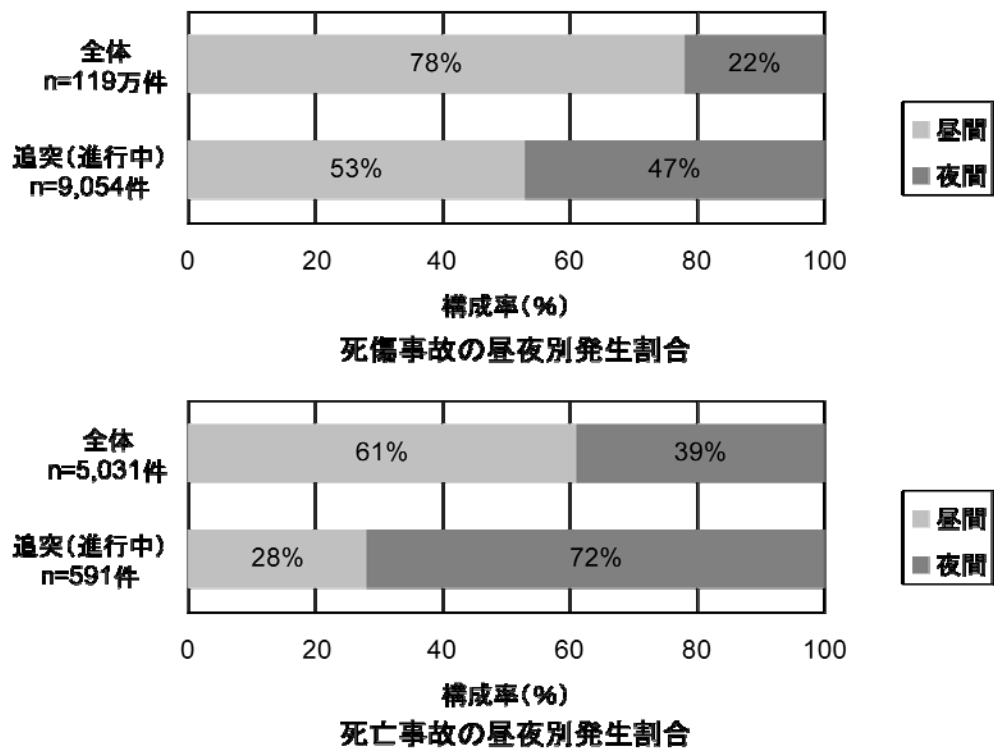
事例Ⅲ- 3 ヘルメット着用を周知するポスター



※平成 22 年の自転車関連事故を対象。

【出典：「交通安全教育に役立つ自転車事故の分析」（平成 24 年 3 月）財団法人交通事故総合分析センター】

図Ⅲ- 1 事故に関与した自転車運転者、ヘルメット着用の有無別人数の構成率（平成 22 年）

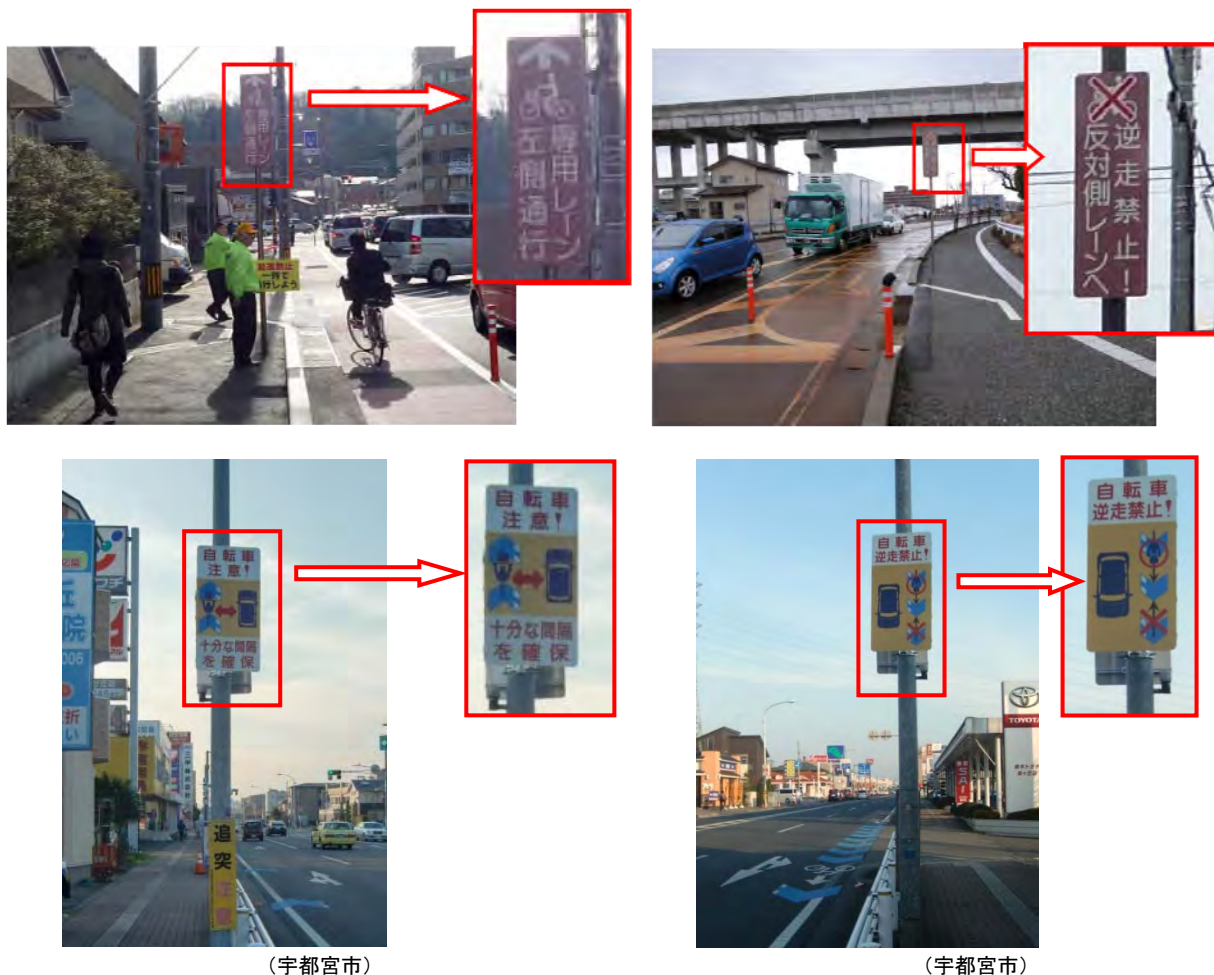


※平成 13 年から平成 21 年の 9 年間の第 1 当事者自動車対第 2 当事者自転車事故を対象。

【出典：イタルダイネフレーション No. 88 「走行中自転車への追突事故」, 2011】

図Ⅲ- 2 昼間と夜間の自転車事故の傾向

現場において、自転車の通行方向や通行位置等の自転車の通行ルールを分かりやすく伝えられるよう、自転車通行空間の整備において連続性や直進性を確保するとともに、路面表示・着色や看板について、視覚的に工夫されたデザインや色彩の統一的な運用に努めるものとする。また、自転車専用通行帯や車道混在のような整備形態の路線については、自転車利用者に対する標識、路面表示等の案内について、自動車利用者也認識できるよう、建築限界等に留意し、大きさ、設置位置等を配慮するものとする。



事例Ⅲ- 4 通行ルールを示す看板を設置している事例



事例Ⅲ- 5 地元サイクリングクラブによる正しい走り方を促すモデル走行の事例



(宇都宮市)

事例Ⅲ- 6 自転車に対する街頭指導を実施している事例



事例Ⅲ- 7 地域住民や学校関係者による自転車の通行方法等の啓発活動を実施している事例



(栃木県)

事例Ⅲ- 8 「自転車安全利用キャンペーン」を通じた自転車の安全な利用を呼び掛ける事例



(宇都宮市)

事例Ⅲ- 9 学校において自転車安全教育を実施している事例



(宇都宮市)

事例Ⅲ- 10 「スケアード・ストレイト方式」※を活用した 自転車安全教室を実施している事例

※スケアード・ストレイト方式：恐怖を直視する体験型教育手法。
スタントマンによる交通事故再現等がある。



(提供：宇都宮ブリツェンHP)



(提供：那須ブラーゼン)

事例Ⅲ-11 地元プロスポーツチームによる自転車安全教室（ウィーラースクール）の事例



(出典：岩舟町HP)

事例Ⅲ- 12 高齢者を対象とした自転車安全教室を実施している事例



(宇都宮市)



(宇都宮市)

事例Ⅲ- 13 シミュレーターを活用した事例



警視庁

Metropolitan Police Department

警視庁のウェブサイトからさがす

検索

[トップ](#) / [交通安全](#) / [自転車の通行方法等に関する〇×クイズ](#)

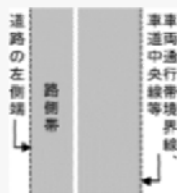
自転車の通行方法等に関する〇×クイズ

正しい場合は〇、正しくない場合は×をクリックしてください。

Q1 歩道に歩行者がいずれもない場合、自転車は運転者の年齢や道路標識等の有無にかかわらず、歩道を通行できる。

☐
☐

Q2 自転車歩道や路側帯(右図参照)を通行する場合は、どちら向きで通行しても構わない。



Q3 自転車で、車道の右側を通行した場合でも違反にならない。

☐
☐

【出典：警視庁HP】

事例Ⅲ- 14 自転車の通行方法等に関する認知度テストの事例

【出典：(財) 全日本交通安全協会 HP】
(交通安全子供自転車全国大会)

事例Ⅲ- 15 ルールに関するイベントの取組事例

108



(出典：益田市HP)



(出典：盛岡工業高校HP)

事例Ⅲ- 16 自転車安全利用を推進するモデル校を指定している事例

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例

平成二十三年十二月二十七日
条例第六十号

(自転車安全利用の日)

第十四条 県民の間に広く自転車の安全な利用についての関心と理解を深めるようにするため、自転車安全利用の日を設ける。

2 自転車安全利用の日は、毎月十日とする。

3 県は、自転車安全利用の日の趣旨にふさわしい啓発活動及び広報活動を行うものとする。

【出典：埼玉県HP】

事例Ⅲ- 17 県の条例により「自転車安全利用の日」を制定している事例



(出典：(財)東京交通安全協会HP)

事例Ⅲ-18 自転車安全教育指導員を認定するための講習会を実施している事例
(自転車安全教育指導員認定講習会)

2. 利用ルール遵守に関するインセンティブの付与

自転車の利用ルールの周知を実施するだけではなく、自発的に利用ルールが遵守されるように、自転車の安全な利用に関するインセンティブを付与することが考えられる。この場合、正しく自転車利用ルールを理解した児童、生徒に対する自転車運転免許証の交付や、模範的な自転車利用者に対する優良運転者証の交付等、遵守意識の向上が図れるような工夫に努めるものとする。

また、自転車利用者の自発的な利用ルール遵守の意識を高めるため、利用ルールの周知に加えて、利用ルールを守らなかった場合の罰則や事故発生の危険性の周知に努めるものとする。（参考資料参照）



事例Ⅲ- 19 高齢者を対象として自転車運転免許証を交付している事例（栃木県）



（出典：ちばりんりん Vol.18（平成18 年5 月23 日）、千葉県サイクリング協会）
事例Ⅲ- 20 模範的な自転車利用者に対する優良運転者証を交付している事例

また、交通事故の加害者となった場合は、刑事責任を負ったり、損害賠償を求められたりする可能性があることや、損害賠償責任保険等への加入の必要性についても、具体的な事件事例を示すことが考えられる。

■自転車事故で問われる責任

【損害賠償事例】

- 高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火の自転車で走行中、女性と衝突。女性には重大な障害が残りました。(賠償金 約 5000 万円)
- 高校生が赤信号で交差点の横断歩道を走行中、男性が運転するオートバイと衝突。男性は後日死亡しました。(賠償金 約 4000 万円)
- 自転車で走行中の高校生が、歩道から交差点に進入する際、安全確認を怠り、女性が運転する自転車と衝突。女性は死亡しました。(賠償金 約 3000 万円)
- 中学生が夜間、無灯火の自転車で走行中、歩行者と衝突。歩行者には重大な障害が残りました。(賠償金 約 3000 万円)



自転車利用者も相手にケガを負わせたり、死亡させたりした場合、損害賠償の責任を問われます。また、事故を起こすと、刑事上の責任が問われます。

交通ルールとマナーを正しく守り、歩行者など他の交通に十分注意しましょう。

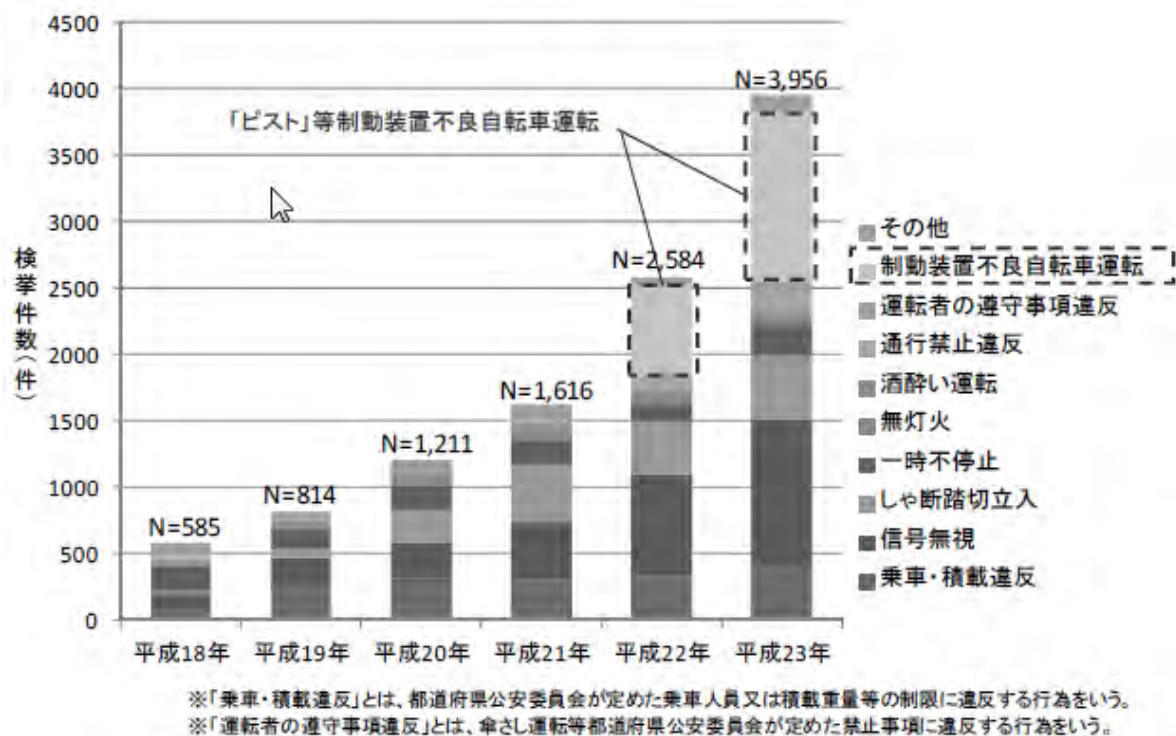
【出典：警視庁 HP】

事例Ⅲ- 21 自転車事故による損害賠償の事例

3. 交通違反に対する指導・取締り

自転車の通行ルールを周知し、インセンティブの付与と併せて、街頭活動における指導警告を一層積極的に推進し、いわゆる「ピスト」等に係る制動装置不良自転車のほか、無灯火、信号無視、一時不停止等の違反行為により通行車両や歩行者等に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わず違反行為を繰り返したりするなどの悪質、危険な交通違反に対しては交通切符を適用した検挙措置を講ずるものとする。

実施した指導取締りの活動状況については公表を行い、利用者の自発的な通行ルール遵守の意識を高めるものとする。



図Ⅲ- 3 悪質な交通違反自転車に対する取締りの件数の推移